

最賃裁判傍聴記（5）

5月23日（水）。横浜地裁の第5回最賃裁判の傍聴のために、10時からの傍聴抽選では人、人、人と列を連ねた。そのはず、この日ピラには裁判には新たに34人が追加提訴で、原告は102人となった、と書かれている。10時30分、いよいよ法廷への入場。傍聴席はずっしり満席で、初めての地裁裁判の生の姿である。

まず、原告伊久間昇さんの意見陳述から開始。伊久間さんは17歳～54歳まで内装工として勤勉に働いていたが、バブル経済崩壊後仕事の減少、3年前仕事を失い、廃業。

典型的な日本経済の被害者である。その後職探しで数十社に断れ、ようやく再就職できた警備の仕事は過重労働で倒れ、その後梱包作業のアルバイトで働いている。時給900円、労働組合の交渉で950円となったものの、会社の都合で10日程度の就労。賃金は月12万円程度とのこと。生活は大変で奥さんの障害年金が6万円程度支給されているが、2人の医療費、通院の交通費だけで多いときは月10万円以上、光熱費、電話代などの公共料金の支払いで（12万円+6万円）程度では残りの現金は3万円を切る。最賃を時給1000円以上に挙げてほしい、という窮状の訴えは傍聴者にはよく響いたが、当日9人出席した国側にはどこまで届いたのだろうか。

次いで、田淵弁護士から当面のポイントである最賃法改正における最賃と「生活保護との整合性」問題の論点が語られる。これまで当局は最賃の係争事件それ自体を「門前払い」してきたが、今回からはそれではすまされず、国を改正最賃法に沿った中味の論点に「引きずりこむ」明瞭な発言だった。

「生活保護に係わる施策との整合性に配慮する」（改正最賃法9条3項）について、「配慮する」だから生活保護以上の水準以上にする法的義務を課していない、などという当局側の主張（これは『詭弁』だ！）を弁護団は「準備書面（3）」において見事に粉砕しているが、それが読み上げられた。その論拠を日本国憲法による保障（第27条、勤労権、第25条生存権、両者の密接な関係など。しかも国連憲章・社会権規約まで展開しているのは格調が高い）。さらに、改正最賃法9条3項の趣旨・目的に関する大臣の国会答弁などを詳細に調査し、「被告国が、最低賃金の水準が生活保護の水準を大幅に下回る状況を放置し続けることは、最低賃金法9条3項の趣旨・目的を無視するものであって、裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして、違法性を帯びることは当然の結論」と断定していることは実にハグレがよい。そして当局が最賃と生活保護の比較に使用した方式（生活保護〔生活扶助基準1類+2類費+期末一時扶助〕+住宅扶助（実績値）と最低賃金（月176.8時間×0.864）について、そのまやかしについて十分な議論、手続きもせず決定していると厳しく言及した。この比較方法は最賃を低くさせ、生活保護との乖離の不当性を示すものであるが、国側はこれに直ちに答弁せず、次回に持ち越した。

9人出席していた被告国側の官僚たちは、その算定式を作成し、中央最低賃金審議会に資料提出した当事者であろうから、知らないわけではないであろう。だが、次回裁判（8月8

日)まで引き延ばしたのは、好意的にみれば弁護団の論理が整然としているから、体系的に「反論」の論理を構築するというかれらの慎重さを表明しているのかもしれない。しかし、一傍聴者からみれば、この反論のためになぜ3ヶ月という長い時間が必要なのか、という単純な疑問がわいた。官僚たちはその意思決定についてトップの指令に従い、中賃の会長や財界などに配慮する「調整期間」が必要なのか、との勘ぐりさえも抱いた。ともあれ、次回の裁判はようやく国が同じ土俵に乗ったなかでの本格的な論戦が見られるのではないかと期待される。

(今回は傍聴の抽選に外れた下山さんに代わり、小越が書きました)